

「放送分野の視聴データの活用と
プライバシー保護の在り方に関する検討会」
ヒアリングに向けたご説明用資料

2021年5月17日

1:NHKの視聴データの取り扱いの現状

- 1-1:視聴データの取り扱いの概要
- 1-2:インターネット接続テレビによる実証実験の概要
- 1-3:放送および通信経由で収集する情報
- 1-4:利用規約における「非特定視聴履歴」の記載

2:放送分野ガイドラインとSARC指針改定にあたっての課題・要望

- 2-1:課題・要望の概要
- 2-2:視聴関連情報の適用範囲
- 2-3:ガイドライン第35条第1項の適用範囲
- 2-4:改正個人情報保護法関連
- 2-5:その他

1

NHKの視聴データの取り扱いの現状

- 「放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン」(放送分野ガイドライン)や「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」(SARC指針)などを遵守することなどを通じ、利用者のプライバシーの保護に努めています。
- 視聴データは、サービスの提供に不可欠な目的の他、番組やサービスの改善、各種分析・調査など、「NHKインターネットサービス利用規約」等で明示した業務に必要な目的に限って収集・利用しています。なお、収集した情報は、本人に個別の同意を得た場合を除き、第三者に提供することはありません。
- 個人情報が含まれる放送受信契約に関する情報については、契約有無の確認など業務上必要な目的に限ってのみ取得・利用しています。また、放送受信契約に関する情報を取り扱う部局と、視聴データを取り扱うマーケティング部局は別の組織になっています。
- そのため、NHKでは「(特定)視聴履歴」としては収集せず、視聴した番組に関する情報は、「非特定視聴履歴」のみを収集しています。
※NHKオンデマンドサービスを除く

- NHKプラスなど通信経由の番組配信に関して、現状の「放送分野ガイドライン」解説編では「電気通信分野ガイドライン」の適用についての記載があるものの、その具体的な参照方法が明確ではありません。そのため、NHKでは独自に規程・規約を定めることで、通信経由のものも含めて「非特定視聴履歴」としています。
- これにより、放送・通信の区別によらず、放送番組の視聴における利用者のプライバシーが保護されるよう配慮した取り扱いを実施しています。

(参考：放送分野ガイドライン解説編より)

1-2 適用対象（第2条第1項関係）

本ガイドラインは、業種・規模等を問わず、法の適用対象である受信者情報取扱事業者又は匿名加工受信者情報取扱事業者に該当する事業者に応用される。

なお、放送事業者等が行うインターネットを通じた動画配信サービス等であって電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号の電気通信事業を行う者が提供する同法同条第3号の電気通信役務に該当するものについては、

電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年総務省告示第152号）が適用される。

ただし、当該サービスにおいて放送受信者等の個人情報も利用する場合、受信者情報取扱事業者となるため、本ガイドラインも適用される。

対象世帯	・静岡県内約150万世帯
実験期間	・2020年8月24日(月)正午～9月7日(月)正午
目的	・視聴のされ方の分析、番組編成の検討、番組制作の改善など
収集した情報	・視聴中のチャンネル情報や番組の視聴時刻情報など
対象メディア	・総合テレビ
周知方法	・スポットやローカル番組内で告知 (8月17日～9月5日、毎日1回放送 6日は台風報道で休止) ・NHKオンラインや静岡放送局HPで案内
集計方法等	・初回接続時に受信機個別のIDを生成 ・実験に協力したくない場合、視聴ログの送信停止が可能 (オプトアウト方式)

- NHKの総合テレビに合わせてと画面に表示されないデータ放送画面(透明スクリーン)が立ち上がり視聴データがネット回線で送信される方法で実施
- 「視聴関連情報の取扱いに関する協議会」の「オプトアウト方式で取得する非特定視聴履歴の取扱いに関するプラクティス」に基づき、オプトアウト方式で実施
- 2回目の実験は実施時期・範囲を含め検討中

dNHK 静岡県における視聴調査実験について

01/16

1 概要

日本放送協会（以下、NHK）は、2020年8月24日12:00～9月7日12:00の2週間、インターネットに接続されているテレビを対象に、NHK静岡放送局から放送される総合テレビの視聴者の視聴状況に関する情報（視聴中のチャンネル情報や番組の視聴時刻情報等。以下、「視聴者情報」といいます）を取得して統計化し、放送番組の視聴のされ方の分析、番組編成の検討および番組制作の改善等に活用する実験（以下、「本実験」といいます）を行います。

現在の状態は視聴者情報を「送信する」です。変更するにはリモコンの色ボタンで選択し、「決定」ボタンを押してください。

青 送信する
 赤 送信しない

決定

緑ボタンで計測用IDをリセットできます。

緑 計測用IDをリセット 黄 NHKトップ

地域判定	IPアドレス※1
許諾	オプトアウト
ログ送信方法	ハートビート (15秒間隔)
受信機 ID	NHK独自仕様※2

- 実験で収集する情報には特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、放送受信契約者に関する個人情報とは照合しない。
- 収集する視聴データはNHKのものに限られ、その他の属性情報等は収集せず。

※1 IPアドレスについては市区町村判定に使用し、その後に速やかに破棄

※2 個人特定につながらないようB-CASカード番号や受信機の製造番号は使用せず

1-3: 放送および通信経由で収集する情報



- NHKプラスなど、通信経由で視聴した番組に関する情報についても、「非特定視聴履歴」として規定した上で、収集・利用している(現状、「非特定視聴履歴」は通信経由のみで収集)
- 放送受信契約に関する情報を取り扱う部局と、視聴データを取り扱うマーケティング部局は別の組織になっている(「非特定視聴履歴」のみを収集)

NHKインターネットサービス利用規約

第1章 本則

- 第1節 総則
- 第2節 アプリ
- 第3節 デジタル・プラットフォーム
- 第4節 コンテンツの投稿
- 第5節 NHKプラス
- 第6節 雑則

第2章 利用者情報の取扱い

- 第1節 総則
- 第2節 利用者情報の取得
- 第3節 利用者情報の利用目的
- 第4節 利用者情報の取扱い
- 第5節 デジタル・プラットフォームにおける利用者情報の取得と取扱い

第34条2項 2. 非特定視聴履歴

NHK個人情報保護規程で規定する非特定視聴履歴のうち、
電気通信回線を通じて一般の利用に供するものであり、
特定の日時において視聴する放送番組を特定することができる情報であって、
特定の利用者(個人)を識別することができず、かつ、他の情報と容易に照合することにより特定の個人を識別することができない情報

- 通信経由で放送番組を配信・視聴する場合には、「NHK個人情報保護規程」および「NHKインターネットサービス利用規約」の中で「非特定視聴履歴」として規定(赤字部分)
- 収集の目的は、視聴のされ方の把握・分析、番組編成の検討、NHKの業務に関する報告など(第39条に記載)

2

放送分野ガイドラインとSARC指針
改定にあたっての課題・要望

2-1: 課題・要望の概要

- NHKオンラインやNHKプラスなどNHKが直接実施するサービスはもちろん、民放各社と協調して実施するTVerといった、外部のプラットフォームで番組を配信することなどにより、既存の放送の外縁部が広がっていく可能性が想定されます。
- NHKは、利用者のプライバシーの保護とサービスの利便性を両立させながら、視聴者のニーズに応える“公共メディア”としての使命を今後さらに果たしていくための取り組みを行いたいと考えています。
- そうした実際のサービスを提供していく中では、放送分野と電気通信分野のガイドラインの適用範囲や参照方法のより一層の整理が求められると考えています。
- データの活用の重要性が指摘される中、受信料を基本財源とするNHKとしては、広告料を主な財源とする民放との「二元体制」を維持しながら、放送法の範囲で相互にメリットがある活用のあり方についての検討を求めます。

2-2: 視聴関連情報の適用範囲

	放送	通信	
		NHKが提供するサービス	外部プラットフォーム
視聴関連個人情報			
視聴履歴			
非特定視聴関連情報	2020年8月に実証実験を実施	NHKが主体として実施	NHKが主体にならない外部プラットフォーム
非特定視聴履歴		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">NHKプラス</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">NHKオンライン NHKアプリ等</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; background-color: #ADD8E6;">TVer radiko</div> </div>	※



- NHKでは通信経由の放送番組の視聴までを含めて、「放送分野ガイドライン」および「SARC指針」を参照しているため、「非特定視聴履歴」の範囲を拡大している
- 外部プラットフォームでの配信について、**利用者のプライバシー保護の観点から、主体や取得項目など、放送分野の適用範囲を規定する要件の整理をお願いしたい**（現状NHKが「主体」として配信するTVer等は含める整理にしている）
- 収集に付随する「郵便番号」や「継続視聴のための情報」、「同意に関する情報」などまで非特定視聴履歴に含むべきか、実際のデータ収集に即した整理を希望する

- 「放送分野ガイドライン」は従来の放送経由のものを対象としているため、通信経由まで含めた視聴データの取り扱いにおいて、具体的な参照方法が明確でない部分がある
- 「電気通信分野ガイドライン」では、業務遂行上必要な場合は、本人の同意なく通信履歴を記録できるとされているが、「放送分野ガイドライン」では、本人の同意なく視聴履歴を取得できる場合に、業務遂行上必要な場合が含まれるか不明確

7-2 視聴履歴取得等に係る同意（第35条関係）

7-2-1 視聴履歴に係る利用目的の制限（第35条第1項関係）

第35条（第1項）

- 1 受信者情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、次の各号に掲げる目的のために必要な範囲を超えて、視聴履歴を取り扱ってはならない。
 - 一 放送の受信、放送番組の視聴又は放送番組の視聴に伴い行われる情報の電磁的方式による発信若しくは受信に関し料金又は代金の支払を求める目的
 - 二 統計の作成の目的
 - 三 匿名加工情報の作成の目的

5-1-1 通信履歴の記録（第32条第1項関係）

第32条

1 電気通信事業者は、通信履歴（利用者が電気通信を利用した日時、当該電気通信の相手方その他の利用者の電気通信に係る情報であつて当該電気通信の内容以外のものをいう。以下同じ。）については、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合に限り、記録することができる。

- そのため、放送分野ガイドライン第35条第1項に「通信経由の放送番組の配信に関し、課金、料金請求、苦情対応、不正利用の防止その他の業務の遂行上必要な場合」*を目的として追加するなど、正当業務行為が同条の制限の対象外である旨の明確化を希望する

*放送受信料制度を棄損せずに放送番組の配信を安定的に行うため、各種設備に不可避免的に蓄積され、(容易照合性から)視聴履歴となる可能性を排除しきれないデータを想定

● 仮名加工情報

- ◆放送分野ガイドライン第35条第1項にある「匿名加工情報の作成」目的、に加える形で「仮名加工情報の作成」の目的を追加していただきたい(その他の条項で匿名加工情報についての記載があるところについても同様)
- ◆具体的な活用例と、適切な取り扱い方法について確認したい

(参考) NHKとして現状想定している活用方法

- 比較的長期間にわたる視聴実態の調査等
- NHKの経営に必要な各種調査

● 個人関連情報

- ◆視聴関連情報のうち該当するものの具体例と、その取り扱いについて確認したい
- ◆提供先で個人情報化する場合について、例示していただきたい

- 未成年の同意の確認方法の明確化

- ◆同意を必要とする年齢の範囲の明示と、年齢確認および法定代理人等の同意の確認方法の明確化をお願いしたい

- 業務委託、第三者提供、共同利用の具体的なケースの例示

- ◆個人関連情報等の非個人情報を提供または共同利用する場合の、特定化・事前同意等の考え方についての整理を確認したい
(NHK単独での第三者提供は想定していない)